

## 包括的ケアラー支援における支援者間連携に関する研究

研究代表者 常盤 文枝

所属・職位 看護学科・教授

### 〔要約〕

本プロジェクトでは、介護者を支援する支援者間の連携を促進し、効果的な領域横断的アプローチの方略を検討するため、2021年～2022年度においてヤングケアラーを対象とした研究を実施した。2021年度は「日本におけるヤングケアラー」の概念分析を行った。属性、先行要件および帰結を導き、『家庭で代行的・情緒的ケアなど多様なケアを行い、過重な役割と責任を担っている18歳未満の子ども。彼らは家族を維持する努力をする中で、複雑な感情を抱きつつも、自分が置かれた状況に無自覚な場合がある』と定義した。2022年度は、埼玉県内の高等学校を対象に、ヤングケアラー支援事例についてインタビュー調査を実施し、支援者間連携に関する課題を明らかにした。支援者間連携の促進因子としては〔管理者のリーダーシップ〕〔養護教諭の調整能力〕〔教職員の気づきと察知する力〕〔情報集約（フォーマル・インフォーマル）〕〔役割分担と共通理解〕〔生徒への丁寧で継続的な関わり〕、阻害因子としては〔ヤングケアラーの無自覚と秘密の保持〕〔タイムリーな介入の判断と支援手段の選択〕〔他機関との情報共有および対応〕〔長期的なフォローアップ〕に縮約された。本報告書では、2021年度の概要を含めて、2022年度の研究成果を報告する。

〔研究組織〕研究分担者：上原 美子（共通教育科・教授）、浅井 宏美（看護学科・准教授）、辻 玲子（看護学科・准教授）、黒田 真由美（看護学科・助教）、水間 夏子（看護学科・助教）  
オブザーバー：伊藤 善典（社会福祉子ども学科）

### 1. 研究の背景

ケアラーCarerとは、ケア(Care)をする人(-er)を意味するが、一般的にはなじみのない言葉である。高齢者の増加、世帯人数の減少、離婚によるひとり親家庭の増加や、再婚等による再構成家族の増加といった家族ユニットの不安定化などが要因となり、誰もがケアラーになりうる時代に突入しているといわれる。同様の課題を有する諸外国では対策が先行しており、英国では、1990年代からケアラー支援が行われている（堀越, 2016）。

日本では、埼玉県が「埼玉県ケアラー条例」を国内で初めて制定（埼玉県, 2020）し、ケアラーの実態調査の実施、その後の具体的な支援計画の策定に着手し始めている。国も地域包括ケアシステム強化のために介護保険法等の一部改正（厚生労働省, 2017）を行い、介護者支援を地域の施策計画に取り入れることを進めている。また、介護離職ゼロの実現にむけた取り組み（閣議決定, 2016）や、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）における介護者支援の推進（厚生労働省, 2015）など、各方面で取り組みが強化されてきている。しかし、これらの施策の多くは、高齢者介護を前提にした介護者支援に偏り、包括的なケアラー支援の立法化や体制はまだ十分ではない。特に、子どもや若者といった“ヤングケアラー”についての具体的対策には着手できていない。

木下（2015）は、ケアラーの定義は、非常に柔軟かつ包括的で、対象者横断的であると指摘している。新規性のある言葉は兎角独り歩きしやすいため、その本質の理解において様々な解釈が生じることが懸念される。実際、ヤングケアラーに対する医

療福祉専門職の認識調査では、ケアを担う子どもに対する関心は高いものの、そのニーズは深く考慮されていないことが報告されている（澁谷, 2014）。さらに、ケアラー支援が先行している英国においても、ケアラー支援の推進にあたり、福祉、医療、教育、住宅、ボランティアに関する職員等間の連携が課題として挙げられている。

### 2. 目的

ケアラーに関する諸課題は複合的であり、今後は日本においても、多くのフォーマルケア従事者やボランティアが支援者として関わるのが想定される。本研究では、ヤングケアラーに焦点を絞り、①ケアラーの概念分析、②支援者間の連携に関する課題の整理を目的とした。

### 3. 方法

#### 1) 「日本におけるヤングケアラー」の概念分析

##### (1) データ収集方法

データベースは医中誌Web、CiNii、J-Stageを使用し、絞り込み条件として、期間は2011～2021年、論文の種類は原著・解説・総説とした。検索キーワードは「ヤングケアラー」「ケアを担うor担い手」「中学生or高校生or学校」「家族ケアor介護or家事」「きょうだいorきょうだい児」とした。なお、ヤングケアラーに関して年齢での明確な区切りはないため、英国介護者協会の定義に基づき、本研究では18歳未満のケアラーに関する文献を対象とした。

##### (2) 分析方法

Rogers&Knaf1（2000）の概念分析の手法を用い

た。概念の性質を示す「属性」、概念に先だって生じる出来事を示す「先行要件」、概念が生じた結果として起こる出来事を示す「帰結」に該当する内容について、コーディングシートを用いて、コード化およびカテゴリー化を行った。最終的に、概念図作成と概念の定義を行った。

## 2) 支援者間の連携に関する課題の整理

### (1) 研究参加者

県立高校を所管する埼玉県教育委員会に、ヤングケアラーへの支援経験や学校外の支援者・関係機関との連携の経験がある高校の選定を依頼した。高校が研究に協力してくれるか否かは学校長の判断とした。同意が得られた研究参加者（教諭、スクールソーシャルワーカー）にインタビュー調査を実施した。

### (2) データ収集方法

研究デザインは質的帰納的研究とした。ヤングケアラー支援者間の連携上の課題を明らかにするため、インタビューガイドに基づき半構造化面接法を実施した。インタビューの所要時間は各学校1～2時間程度で実施した。インタビューガイドに基づき、研究参加者の①基本情報（職名や職位・職種、経験年数、年齢）と、②対応したヤングケアラー事例に関する情報（ヤングケアラーの状況、対応内容、所属機関内外での情報交換、協力・連携状況、協力・連携で困難だった点、課題など）を収集した。

### (3) 分析方法

インタビューにより得られた音声データを逐語録に起こし、事例ごとにジェノグラム（家族関係図）・エコマップ（社会関係図）を用いて、家族構成や社会資源との関わりを視覚化した。これに基づき、ヤングケアラー支援においてインタビュー参加者の所属機関内および所属機関外との連携に係る促進因子、阻害因子について内容を抽出し、データの縮約を行った。

### (4) 倫理的配慮

本研究は、埼玉県立大学研究倫理委員会の承認を得て実施した（承認番号21090）。

## 4. 結果

### 1) 「日本におけるヤングケアラー」の概念分析

最終的に35件を分析の対象とし、概念図を作成した（図1）。

属性から、日本におけるヤングケアラーとは、『家庭で代行的・情緒的ケアなど多様なケアを行い、過重な役割と責任を担っている18歳未満の子ども。彼らは家族を維持する努力をする中で、複雑な感情を抱きつつも、自分が置かれた状況に無自覚な場合がある』と定義した。

以下、ここでは、先行要件、帰結の概要について記載する。なお、カテゴリーは【 】、サブカテゴリー

ーは [ ] で示す。

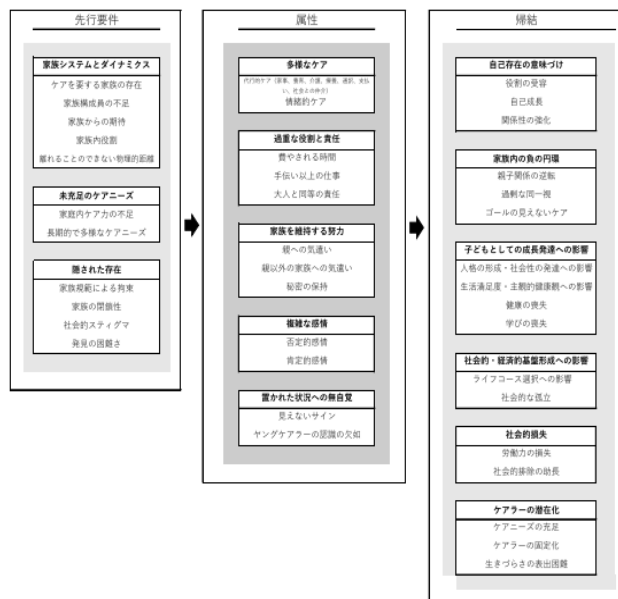


図1 日本におけるヤングケアラーの概念図

### (1) 先行要件

ヤングケアラーを生み出す【家族システムとダイナミクス】が存在し、何らかの要因で親が役割を果たせない状況の時に【未充足のケアニーズ】が生じる。ヤングケアラーは【隠された存在】として、社会的には認識されていない。この背景には、ジェンダーバイアス、インフォーマルケアの担い手やケアをする子どもの権利を保障すべきであるという認識の欠落といった社会的課題が含まれる。

### (2) 帰結

ヤングケアラーには、自己のケア体験から【自己存在の意味づけ】をする者がいる。一方で、[親子関係の逆転]や[過剰な同一視]に苦しみ、[ゴールの見えないケア]から【家族内の負の円環】が助長される場合もある。ヤングケアラーはケアを担うことにより、【子どもとしての成長発達への影響】をうけ、将来の【社会的・経済的基盤形成への影響】が懸念される。このようなヤングケアラーの増加は、社会全体の[労働力の損失]となる。また、ヤングケアラーへの無理解が、[社会的排除の助長]をすすめ、【社会的損失】は大きくなる。一方で、家族内でケアが常態化すると[ケアラーの固定化]がおこり、当面は[ケアニーズの充足]がなされる。ヤングケアラーが[生きづらさの表出困難]な状態にあると【ケアラーの潜在化】が進む。

ケアラー支援のアプローチとしては、現在だけでなく将来を考慮した時間軸を見据えた個人支援と家族全体へのアプローチが必要と考えられる。

## 2) 支援者間の連携に関する課題の整理

### (1) 研究参加者の概要

県立高校5校の協力を得て、9名の研究参加者にインタビューを実施した。内訳は、教諭（管理職）1名、教諭3名、養護教諭4名、スクールソーシャル

ルワーカー1名だった。

## (2) 高校生ヤングケアラーの支援事例の概要

11事例が情報として提供された。母親が、不在あるいは病気による入院や精神的に不安定な状態や、育児放棄がある家庭では、生徒が家事全般やきょうだいの世話を担っていた。また、ひとり親世帯や親が無職で経済的に困窮している場合、生徒はアルバイトをして家計を助けていた。外国籍の親の家庭では、生徒が親に代わって公的な手続きをするなどの例があった。親の代わりに、祖父の介護を担っている生徒もいた。いずれも欠席の増加や不登校となり、退学に至った例もあった。

外部機関先等としては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、市町村(行政)、ハローワーク、若者支援サポートステーションなどと連携実績があった。また小学校や中学校、近隣住民からの情報提供があり連携につながる例もあった。

## (3) 支援者間連携に係る促進因子

支援者間連携を促進する因子として、6点に縮約された。

### ① [管理職のリーダーシップ]

管理職がリーダーシップを発揮することで、学校内の組織が活性化されていた。管理職が教育相談に理解が深いことにより、学校内の教職員が互いに相談しやすい環境が作り出されていた。また、外部との関係性がスムーズな学校は、管理職がすぐに対応していた。管理職から行政に連絡がいつていると、行政の担当者からの信頼度が違うとの見解があった。管理職の即応的な対応が、学校内外の支援者に問題意識の高さを印象づけ、事例ごとの対応の方向性を示すことに寄与していた。

### ② [養護教諭の調整能力]

多くの学校で養護教諭が調整役となり、学校内・外の橋渡しをしていた。養護教諭とスクールソーシャルワーカーが、相互に密に連絡をとっている例では、学校内・外の調整が円滑に進めることができていた。また、養護教諭が、外部機関の紹介や他校の情報をもとに連携できそうな外部機関について、教職員に情報提供をしていた。養護教諭は一校で複数人配置になっているため、経験豊富な養護教諭から若い養護教諭への知識の伝達も行われていた。

### ③ [教職員の気づきと察知する力]

担任や部活動の顧問など、生徒に日々直接対応する教員が、生徒の異変に気づくことが多く見られた。担任は、同級生から情報を聞く、直接面談をするなどして各々の生徒の状況を把握していた。また、事務職員は、入学許可候補者説明会の時や、その後に、提出書類について、対面や電話でやり取りした際、手続きに問題がでそうな、経済的に困窮していると推測される家庭の情報等を担任と共有していた。

### ④ [情報集約(フォーマル・インフォーマル)]

情報集約がスムーズな学校は、情報が流れ、共有する仕組みが見られた。フォーマルな仕組みとしては、学年会や教育相談委員会、またケース会議などで情報の共有が行われていた。他方、普段から教職員間でインフォーマルな交流が行われている学校では、話しやすい雰囲気が醸成されていて、個人間での情報の共有や相談が行われていた。また、地域住民からの情報から、家庭の状況に気づくといった例もあった。

### ⑤ [役割分担と共通理解]

管理職や養護教諭、保健主事、教育相談担当、担任、部活顧問などで、それぞれ役割を分担し、学校内で共通の理解のもとで、生徒に関わるようにしていた。生徒への声かけやかかわり方、対応の方向性など確認し、生徒が話しやすいように配慮していた。教職員間で、ヤングケアラーに関する知識、理解だけでなく、何ができるのかということや学校組織全体で取り組む意識が高い場合、円滑に支援者間の連携が進んでいた。

### ⑥ [生徒への丁寧で継続的な関わり]

生徒からの相談に対して、すぐに対応して関わる姿勢が当事者である生徒の安心感につながると考えられた。学年進行に伴い担任が持ち上がる体制をとっている学校では、継続して生徒に関わり続けられていた。また、継続して生徒が連絡を取れる窓口教諭が存在すると、退学や卒業後も生徒が学校に相談にきていて、問題の解決に導いた事例もあった。

## (4) 支援者間連携に係る阻害因子

支援者間連携を阻害する因子として、4点に縮約された。

### ① [ヤングケアラーの無自覚と秘密の保持]

当事者である生徒自身がヤングケアラーであるという自覚がない場合が多かった。「自分あたりまえのことをしているの、周りの人には応援してほしい」と考え、生徒自身は現状の困難感や将来への不安などは強く感じていない例が見られた。経済的には問題がなく、他の家族成員が生徒と一緒に家庭内の仕事を担っている場合、親が学校に知られたくない、福祉の活用を拒否するなど、解決に向けてのアクションを起こさない場合も、ヤングケアラーの存在が表面化しにくかった。いずれも周囲の人々が気づくまでに時間を要し、発見の難しさがあった。

### ② [タイムリーな介入の判断と支援手段の選択]

ヤングケアラーを発見した教諭や養護教諭が、外部と連絡をとる管理職に相談しても、管理職が必要ないと判断したためつながらなかった、外部からの必要な情報が入ってこなかったという例があった。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは常時学校にいるわけではなく、真に必要なタイミングで、連携することができなかった例もあった。一般の教諭は、外部機関と連携するこ

とに関して情報が不足している、連携方法がわからない、ケアを必要とする家族の支援に対する方法がわからなかったなどもあげられた。

### ③ [他機関との情報共有および対応]

管理職から他機関につないでも、他機関がすぐに対応できないことがあった。生徒が18歳のため児童相談所の直接支援外であった、虐待案件でない児童相談所は対応まで時間がかかる、保健センターに相談したが具体的な対応には結びつかなかったなどの例があった。また中学校に情報を求めても、個人情報情報を理由に情報を得ることができない、当時の担任などが異動し、生徒の情報を知る者や記録がないなどの理由で、これまでの生徒の生活に関する情報を得ることができないことがあった。

### ④ [長期的なフォローアップ]

当該生徒は、発達障害や精神障害を有していることもあり、一時的な支援が行われた後も、長期的に関わる必要があった。社会的資源の活用によりヤングケアラーとしての手段的な負担を軽減することはできる。しかし、「生徒はいつも寂しさを抱えていて、それを埋めてあげることは難しい」といった子どもとしての発達における長期的な関わりの必要性も課題としてあげられた。

## 5. 考察

2020年度の県内調査ではヤングケアラーである者は、高校生で4.1%と報告されている<sup>10)</sup>。事例では、生徒の修学において様々な課題があることが明らかになった。高校生ヤングケアラーの場合、年齢的に就労が可能であるため、働き手としての役割を担いやすい。また、大人とほぼ同程度に対応できる能力があるため、家庭内の仕事を多く担う現状も浮き彫りになった。

厚生労働省による「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」<sup>11)</sup>では、ヤングケアラーの発見について、関係者が認識を高め共通理解することの重要性を述べている。高校は授業時間ごとに教諭が異なり、1日のなかで長い時間生徒に関わる教諭は少ないが、各教諭の気づきの感度や、その気づきを共有できる組織の柔軟性、管理職や養護教諭など「ハブ」となる教諭のパフォーマンスなどが学校内での連携におけるポイントとなることが示唆された。さらに、地域に開かれた高校は、近隣住民が生徒の生活に対する意識を高め、互いに協力する雰囲気づくりを醸成しやすいと考える。

現在、埼玉県は毎年11月をヤングケアラー月間と位置づけ、広報啓発活動を行っている。学校内・外の支援者が、関係者、関係機関とタイムリーにアクセスし、機能できる体制の整備が今後も期待される。本プロジェクトの概念分析における先行要件と属性のカテゴリーは、関係する支援者間の共通理解に寄与し、さらにヤングケアラーを発見するためのアセスメント項目として活用可能と考える。2022年度調査の事例と照合し、実用性のあるアセスメント

シートを整備する予定である。

## 6. 引用文献

- 1) 堀越英子. 介護者(ケアラー)支援を進めようー誰もが介護に関わる時代ー. 労働調査(2016); 551:26-34
- 2) 埼玉県. 埼玉県ケアラー条例. 埼玉県HP(2020) <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/jourei.html>
- 3) 厚生労働省. 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント. 厚生労働省HP(2017) <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/k2017.pdf>
- 4) 閣議決定. ニッポン一億総活躍プラン(概要)(2016) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/pdf/gaiyou.pdf>
- 5) 厚生労働省. 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)~認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて~概要. 厚生労働省HP(2015) [https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/kaitei\\_orangeplan\\_gaiyou.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/kaitei_orangeplan_gaiyou.pdf)
- 7) 木下康仁編著. ケアラー支援の実践モデル. ハーベスト社.(2015). 東京
- 8) 澁谷智子. ヤングケアラーに対する医療福祉専門職の認識: 東京都医療社会事業協会会員へのアンケート調査の分析から. 社会福祉学(2014); 54(4):70-81
- 9) Rodgers, B. L., Knafelz, K. A. Concept Development in Nursing Foundations, Techniques, and Applications 2th Ed. Saunders(2000):77-102
- 10) 埼玉県福祉部・地域包括ケア課「ケアラーおよびヤングケアラー実態調査の結果について」. 埼玉県HP(2021) 報道発表資料テンプレート (saitama.lg.jp)
- 11) 有限責任監査法人トーマツ. 厚生労働省令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業. 「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」. <https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/hc-young-carer.html>

## 7. 研究発表

### 1) 論文

常盤文枝, 浅井宏美, 辻玲子, 水間夏子, 上原美子, 黒田真由美. 日本におけるヤングケアラーの概念分析. 日本看護科学会誌 Vol. 42, pp. 494-500, 2022.

### 2) 学会発表

常盤文枝, 浅井宏美, 辻玲子, 水間夏子, 上原美子, 黒田真由美. 日本におけるヤングケアラーの概念分析. 第42回日本看護科学学会学術集会, 広島, 2022年12月(ハイブリット開催)

## 8. 外部資金

該当なし